

## 地域の実情に即した選挙制度改革を求める意見書

昨年執行された第24回参議院議員通常選挙において、高知県と徳島県、及び島根県と鳥取県は初の合区での選挙となり、「地域代表」を選出できない合区の問題点が浮き彫りになったところである。

また、6月9日の参議院本会議において可決、成立した衆議院の「一票の格差」を是正し、小選挙区の区割りを見直す公職選挙法等の一部を改正する法律が7月16日から施行されることに伴い、現行では当県第3選挙区に属する西郷村が是正対象となった当県第4選挙区に編入されることになる。

それぞれの気候風土や伝統文化、及び経済圏や生活圏が全く異なる状況の中で、人口のみを基準に議員定数を決定するのであれば、今後、人口減少が続く地方を中心に合区等が広がることは明らかであり、地方選出の国会議員が減少することで地域の民意が国政に届かず、地方創生にも逆行することになる。

よって、国においては、地域の実情に即した選挙制度改革がなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月5日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
宛て

福島県議会議長 杉山純一